**介護保険法に基づく訪問介護事業所運営規程**

　（事業の目的）

**第１条**　社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護、指定予防訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）訪問介護サービス、訪問型サービスＡの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員養成研修、介護職員初任者研修若しくは美濃加茂市が指定する研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者若しくは総合事業の対象者等に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

 （運営の方針）

**第２条**　事業所の訪問介護員等は、この事業を利用する者（以下「利用者」という。）の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行い、利用者の心身機能の維持、向上を図る。

２ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス提供機関との緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

　（事業所の名称等）

**第３条** 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

 (１) 名　称 美濃加茂市社会福祉協議会

 (２) 所在地 美濃加茂市深田町三丁目５番８号

 （職員の職種、員数及び職務内容）

**第４条** 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

 (１) 管理者 １名

 　管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

 (２) サービス提供責任者　２名以上

 　　サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

 (３) 訪問介護員等 10名以上

訪問介護員等は、指定訪問介護、指定予防訪問介護及び総合事業訪問介護サービス、訪問型サービスＡの提供に当たるものとする。

　（営業日及び営業時間）

**第５条** 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(１)営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び１２月２９日か

ら翌年１月３日までを除く。

(２) 営業時間 午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

 (３) サービス提供日　月曜日から日曜日までとする。ただし、１２月２９日から翌年１月３日までを除く。

　(４) サービス提供時間　午前７時３０分から午後８時までとする。

　(５) 電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制をとるものとし、利用者及びその家族から、営業日並びに営業時間以外に事業の要請があった場合には、必要に応じ訪問介護員等を派遣するものとする。

　（通常の事業の実施地域）

**第６条**　通常の事業の実施地域は、美濃加茂市の区域とする。

 （事業の内容及び利用料等）

**第７条** 事業の内容は、次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その１割、２割又は３割の額とする。

 (１) 身体介護

 (２) 家事援助

 (３) 相談、助言

２ サービス利用の当日に正当な事由なく取消の連絡がなかった場合は、取消料を徴収することがある。

　（緊急時等における対応方法）

**第８条**　訪問介護員等は、事業を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

 （秘密保持）

**第９条**　職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。ただし、他のサービス提供機関と連携する上で個人情報の開示が必要な場合には、利用者又はその家族からあらかじめその旨の了解を得ておくものとする。

２　職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

　（苦情処理）

**第10条** 事業所は、提供した事業に対する利用者からの苦情については、社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会苦情解決の組織及び取扱規程に基づき処理するものとする。

 （損害賠償）

**第11条** 本会の会長は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

　（その他運営についての留意事項）

**第12条**　事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。また、業務体制を整備するものとする。

　(１) 採用時研修　採用後１箇月以内

 (２) 継続研修　年１回以上

２　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は本会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

 附　則

　この規程は、公布の日から施行し、平成14年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成19年10月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成25年4月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成27年8月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成28年5月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成30年３月１日から施行する。

　　附　則

この規程は、令和4年10月１日から施行する。